

残土条例違反への対応について

佐倉市は、『佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例』違反で、令和2年3月25日付けで刑事告発を行いました。

市は、行為者に対し、土砂等の搬入停止や撤去を再三にわたって指導・命令したが是正されないため、今回の刑事告発となりました。同条例違反での告発は平成29年に続き2例目であり、市では、住民の安全を確保するため、違反行為に対して毅然とした態度で臨んでいく所存でございます。

○概要

土木業を営む男性は佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例に違反して、許可を受けずに佐倉市上勝田地先に土砂を搬入し堆積していた。当市は男性に対して土砂等の撤去措置命令書、災害の発生防止措置命令書を発し、再三催告をしましたが是正措置を実施しないことから措置命令違反として同条例第27条第2項・同条例第37条第1号の規定に基づき告発しました。

○行政処分内容

- ・土砂等の撤去措置命令 : 平成29年10月18日付け
- ・災害の発生防止措置命令 : 平成30年 1月29日付け

佐倉市での埋立て行為について

佐倉市では土地の埋立てを実施する際には、『佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例・同施行規則』によって、制限されています。

300㎡以上の自己所有地や他人の土地に土を入れようとする際は、上記条例に沿った許可申請が必要です。なお300㎡未満の際は、届出のみが必要となります。

また、埋立てに使用する土砂の土質についても規定があり、何でも埋めていいというわけではありません。安全基準に適合しない土砂等または再生土等を使用して、土地の埋立てを行うことは出来ません。まずは埋立て等検討している方は、廃棄物対策課にご相談ください。

問合せ先 佐倉市廃棄物対策課
電話 043-484-4202